

学術部運営規程

平成 25 年 3 月 5 日 制定

平成 29 年 5 月 28 日 改訂

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下、「法人」という）の「組織運営規程」に基づき、学術部の運営について定める。

(目的)

第 2 条 学術部は、法人の学術活動を推進し、技師会活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 学術部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学術研究、調査に関すること
- (2) 研修会、講習会等の開催に関すること
- (3) 国内外の学術他団体との交流に関すること
- (4) 学会企画運営に関すること
- (5) 学術会誌「島根医学検査」発行に関すること
- (6) 精度管理事業に関すること
- (7) その他、学術部の目的達成のための事業に関すること

2 研修会、講習会等の企画及び運営については、別に定める「研修会等の企画及び運営細則」による。

(部門及び委員会)

第 4 条 前条の事業を達成するために、次の部門及び委員会を設ける。

- (1) 検査部門
- (2) 島根医学検査編集委員会
- (3) 精度管理委員会
- (4) 精度管理実務委員会

2 検査部門の任務、構成及び運営については、別に定める「学術部検査部門運営細則」による。

3 島根医学検査編集委員会の任務、構成及び運営については、別に定める「島根医学検査編集委員会運営細則」による。

4 精度管理委員会の任務、構成及び運営については、別に定める「精度管理委員会運営規定」による。

5 精度管理実務委員会の任務、構成及び運営については、別に定める「精度管理実務委員会運営細則」による。

(役員)

第 5 条 学術部を運営するため、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 学術部長（学術担当常務理事） | 1 名 |
| (2) 学術担当副会長 | 1 名 |

- | | |
|-------------------|-----------|
| (3) 学術担当理事 | 若干名 |
| (4) 部門長 | 各部門 1名 |
| (5) 副部門長 | 各部門若干名 |
| (6) その他、必要と認められる者 | 必要に応じ、若干名 |

第6条 役員は、学術部を組織して学術活動の推進を図り、次の職務を行う。

- (1) 学術部長は、学術部を代表し、事業を統括する。
- (2) 学術担当副会長は学術活動全般を掌理するものとする。
- (3) 学術担当理事は、学術部長を補佐する。

(会議)

第7条 学術部長は、第3条の事業を行うため、必要に応じ学術部会を招集する。

- 2 学術部会の構成は、第5条に定める役員及び学術部長が必要と認めた者とする。
- 3 学術部会の議長は、学術部長がこれに当たる。
- 4 学術部会の記録は学術担当理事が行い、会議終了後に会長へ議事録を提出する。

(規程の改廃)

第8条 この規程は、理事会の議決により改訂または廃止することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。